|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領  第１　「略」  第２　補助事業の要件(県要綱別表第１の事業区分のうち、３の事業に該当）  　　　県要綱第５条第１項第９号の県内に木材加工施設を有する事業者等とは、原木を加工する  施設（製材工場、集成材用ラミナ製造施設、木質バイオマス発電所や燃焼施設およびそれら  の施設に供給するチップ工場等）又は原木を取りまとめ供給する者（原木市場、高知県森林  組合連合会、高知県素材生産業協同組合連合等）をいう。  第３　事業計画の作成  　１　事業計画書  　　(1) 事業計画書  　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１から３の事業を実施しようとする補助事業  　　　者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等整備事業計画書（以下「事業計  　　　画書」という。）を、所長を経由して知事に提出しなければならない。  　　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち１、２の補助事業者の長は、事業主体と  　　　十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等  　　　の意見を聴取したうえで提出するものとする。  　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、①及び②の資料を、  　　　２の事業の場合は②のうちオ以外の資料を添付のうえ提出するものとする。  　　　①費用対効果分析報告書（別記第２号様式）  　　　②共通基礎資料  　　　　ア　事業費の積算基礎（設計書、カタログ、見積書等）  　　　　イ　事業主体の規約（定款）  　　　　ウ　施設等の管理運営規程  　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合）  　　　　オ　費用対効果分析報告書の基礎（収支・利用・生産計画、原価計算を含むこと。）  　　　　カ　収支及び利用の実績（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等）  　　　　キ　アからキまでに揚げるもののほか、必要な資料  　　(2) 事業計画書の副申  　　　　所長は、補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を審査し、事業の採択基準  　　　等の全てを満たすときは、別記第３号様式により事業計画書を知事に副申するものとする。  　　(3) 事業計画書の変更  　　　 所長は、県要綱別表第１の事業区分のうち３の事業において、県要綱第６条第２  　　　項第２号に該当する変更承認申請が提出された場合は、別記第３号様式を事業変更計画書  　　　と読み替えて知事に副申するものとする。ただし、添付書類は県要綱第６条第１項に定め  　　　る様式の写しとし、新たな事業計画書の提出は省略することができるものとする。  　２　「略」  第４　「略」  第５　事業の実施  　１　「略」  　２　市町村以外の事業主体が締結する契約（高性能林業機械の導入）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、市町村以外の事業主体の長  　　　が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに  　　　準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  　　(1)～(4)　「略」  　３　「略」  　４　市町村以外の事業主体が締結する契約（林業機械のレンタル）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち３の事業の場合は、市町村以外の事業主体の長が事業  　　　を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準じて  　　　適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  　　（１）　「略」  　５～７　「略」  　８　工期の延期  　　　　県要綱第５条第１項第２号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、事  　　　業完了予定年月日の延期届出書（別記第７号様式）（以下「工期延期届」という。）を所  　　　長に提出するものとする。  　　　　所長は、補助事業者から提出のあった工期延期届の内容を確認し、適当と認めたときは、  　　　補助事業者の長に受理通知（別記第８号様式）を行うものとする。  ９　事業の完了  　　(1)　「略」  　　(2) 完了届の添付書類  　　　　完了届には、事業主体が定める検査調書（任意様式）に次の書類を添付するものとする。  　　 ただし、(1) の規定により完了届を省略した場合には実績報告書に添付するものとする。  　　　　①施設整備については、完成写真  　　　　②直営施工による施設整備については、出来高設計書  　　　　③請負施工による施設整備については、最終の変更設計書  　　　　④施設整備以外の事業については、事業の成果が分かる資料（実績報告書添付資料欄  　　　　　（１）及び（３）に記載する資料）  　　(3)　「略」  第６　「略」  第７　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　(1)定期報告  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の事業の場合は、補助事業者の長は、  　　　事業を実施した年度から目標年度における計画の達成状況を調査し、達成状況調査報告書  　　　（別記第11号様式）により、その結果を所長に報告するものとする。報告を受けた所長は、  　　　所定の様式により当該結果の分析・評価を行うとともに事業の課題及び今後の対応等を整  　　　理して、各調査年度の翌年度の指定の期日までに知事に報告するものとする。  　①　林業・木材産業成長産業化促進対策交付金に係るもの･･･7月末日  ②　合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金に係るもの･･･5月末日  　　　(2)費用対効果分析  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、補助事業者の長は、目標年度にお  　　　いて、原則として事業主体の長に計画数値を現況数値に置き換えて費用対効果分析報告書  　　　（別記第２号様式）を作成させ、(1)の定期報告に添付して、所長に提出するものとする。  　２　利用効果調査  　　　(1)（目標年度経過後の調査）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、補助事業者の長は、転用制限期間  　　　又は処分制限期間（耐用年数）が経過していない施設にあっては、目標年度が経過した後  　　　においても、１の達成状況調査報告に定める定期報告の手続に準じて当該施設の整備完了  　　　の翌年度から起算して10年間、毎年度の利用状況を調査し、利用効果調査報告書（別記第  　　　11号様式）を作成して、各調査年度の翌年度の９月末日までに所長に報告するものとする。  　　　報告を受けた所長は、速やかに内容を確認し、各調査年度の翌年度の10月末日までに知事  　　　に報告するものとする。  　　　(2)（再造林に関する調査）  　　　　県要綱の別表第１の事業区分のうち３の事業のうち再造林を行うことを条件に事業を行  った場合は、再造林面積について、別記第13号様式により、再造林の完了した翌年度の５  月31日までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。  　３　施設の利用状況等の記録  　　　　県要綱第５条の１の（４）に該当する施設を導入した事業主体の長は、転用制限期間又  　　　は処分制限期間内においては１に定める達成状況調査報告書及び２に定める利用効果調査  　　　表に準じて毎年度の利用状況を記録し、補助事業者の長及び県から求められたときは速や  　　　かに提出できるよう保管するものとする。  　４　施設等の利用及び経営の改善  　　(1) 事業主体の利用効果の達成  　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業主体の長は、整備した  　　　施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調で  　　　ある場合は、その要因及び推進体制、施設の利用計画の見直し等目標の達成に向けた方策  　　　を内容とする改善計画を作成し達成状況調査報告書にあわせて提出しなければならない。  　　　ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、事業実施主体の責に帰すること  　　　の出来ない予測不能な事態によるものを除く。  　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合  　　(2) 補助事業者及び県の経営管理指導  　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業  　　　主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経  　　　営指導及び助言等を行うものとする。  　　　　また、目標値の達成が低調であり収支に影響がある場合は中小企業診断士等による経営  　　　指導を実施し経営改善計画を作成することとする。  　　　 なお、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満となった場合には、事  　　　業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。  　　(3)　「略」  第８～９　「略」  附　　則　「略」  附　　則  　１　この要領は、令和４年４月22日から施行する。  第１号様式    別紙　１－１　　「略」  別紙　１－１－１    別紙　１－１－２～別紙１－２　　「略」  別紙　１－３　削除  第２～６号様式　「略」  第７号様式      工程表　　「略」  第８号様式    第９号様式    第１０号様式　「略」  第１１号様式    第１２号様式    (1)-2～(3)　「略」  第13-1号様式    第13-2号様式    第１３－２～３号様式　　削除  第１４～１８号様式　　「略」 | 高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領  第１　「略」  第２　補助事業の要件(県要綱別表第１の事業区分のうち、３から５の事業に該当）  　　　県要綱第５条第１項第９号の県内に木材加工施設を有する事業者等とは、原木を加工する  施設（製材工場、集成材用ラミナ製造施設、木質バイオマス発電所や燃焼施設およびそれら  の施設に供給するチップ工場等）又は原木を取りまとめ供給する者（原木市場、高知県森林  組合連合会、高知県素材生産業協同組合連合等）をいう。  第３　事業計画の作成  　１　事業計画書  　　(1) 事業計画書  　　　　県要綱別表第１に定める事業区分のうち、１から５の事業を実施しようとする補助事業  　　　者の長は、別記第１号様式による高知県高性能林業機械等整備事業計画書（以下「事業計  　　　画書」という。）を、所長を経由して知事に提出しなければならない。  　　　　なお、県要綱別表第１の事業区分のうち１、２又は５の補助事業者の長は、事業主体と  　　　十分な調整を図り、事業の利害関係者並びに受益範囲の林業関係団体及び関係行政機関等  　　　の意見を聴取したうえで提出するものとする。  　　　　また、県要綱別表第１の事業区分のうち１又は５の事業の場合は、①及び②の資料を、  　　　２の事業の場合は②のうちオ以外の資料を添付のうえ提出するものとする。  　　　①費用対効果分析報告書（別記第２号様式）  　　　②共通基礎資料  　　　　ア　事業費の積算基礎（設計書、カタログ、見積書等）  　　　　イ　事業主体の規約（定款）  　　　　ウ　施設等の管理運営規程  　　　　エ　機種選定の基礎、理由（特定機種を導入する場合）  　　　　オ　費用対効果分析報告書の基礎（収支・利用・生産計画、原価計算を含むこと。）  　　　　カ　収支及び利用の実績（財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）を含む決算報告書等）  　　　　キ　アからキまでに揚げるもののほか、必要な資料  　　(2) 事業計画書の副申  　　　　所長は、補助事業者の長から提出のあった事業計画書の内容を審査し、事業の採択基準  　　　等の全てを満たすときは、別記第３号様式により事業計画書を知事に副申するものとする。  　　(3) 事業計画書の変更  　　　 所長は、県要綱別表第１の事業区分のうち３及び４の事業において、県要綱第６条第２  　　　項第２号に該当する変更承認申請が提出された場合は、別記第３号様式を事業変更計画書  　　　と読み替えて知事に副申するものとする。ただし、添付書類は県要綱第６条第１項に定め  　　　る様式の写しとし、新たな事業計画書の提出は省略することができるものとする。  ２　「略」  第４　「略」  第５　事業の実施  　１　「略」  　２　市町村以外の事業主体が締結する契約（高性能林業機械及びデータ活用型造材機械の導入）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び６の事業の場合は、市町村以外の事業主体の長  　　　が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに  　　　準じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  　　(1)～(4)　「略」  　３　「略」  　４　市町村以外の事業主体が締結する契約（林業機械のレンタル、作業システムの改善）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち３，４の事業の場合は、市町村以外の事業主体の長が  　　　事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続の取扱いに準  　　　じて適切に行うものとし、特に次の点を遵守するものとする。  （１）　「略」  ５～７　「略」  　８　工期の延期  　　　　県要綱第５条第１項第２号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合は、完  　　　成予定年月日の延期届出書（別記第７号様式）（以下「工期延期届」という。）を所長に  　　　提出するものとする。ただし、県要綱別表第１の事業区分３は除く。  　　　　所長は、補助事業者から提出のあった工期延期届の内容を確認し、適当と認めたときは、  　　　補助事業者の長に受理通知（別記第８号様式）を行うものとする。  ９　事業の完了  　（１）　「略」  　　(2) 完了届の添付書類  　　　　完了届には、事業主体が定める検査調書（任意様式）に次の書類を添付するものとする。  　　 ただし、(1) の規定により完了届を省略した場合には実績報告書に添付するものとする。  　　　　①施設整備については、完成写真  　　　　②直営施工による施設整備については、出来高設計書  　　　　③請負施工による施設整備については、最終の変更設計書  　　　　④施設整備以外の事業については、事業の成果品（報告書、計画書、パンフレット等）  　　　　　及び活動内容の記録、議事録等事業の成果が分かる資料  　　(3)　「略」  第６　「略」  第７　利用効果  　１　達成状況調査報告  　　　(1)定期報告  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１及び２の事業の事業の場合は、補助事業者の長は、  　　　事業を実施した年度から目標年度（事業実施年度の翌年度から５年目）における計画の達  　　　成状況を調査し、達成状況調査報告書（別記第11号様式）により、その結果を所長に報告  　　　ともに事業の課題及び今後の対応等を整理して、各調査年度の翌年度の指定の期日までに  　　　知事に報告するものとする。  ①　森林整備加速化・林業再生事業及び林業・木材産業成長産業化促進対策交付金に係  るもの　　･･･6月末日  ②　上記以外･･･5月末日  　　　(2)費用対効果分析  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、補助事業者の長は、目標年度にお  　　　いて、原則として事業主体の長に計画数値を現況数値に置き換えて費用対効果分析報告書  　　　（別記第２号様式）を作成させ、(1)の定期報告に添付して、所長に提出するものとする。  　２　利用効果調査（目標年度経過後の調査）  　　　　県要綱別表第１の事業区分のうち１の事業の場合は、補助事業者の長は、転用制限期間  　　　又は処分制限期間（耐用年数）が経過していない施設にあっては、目標年度が経過した後  　　　においても、１の達成状況調査報告に定める定期報告の手続に準じて当該施設の整備完了  　　　の翌年度から起算して10年間、毎年度の利用状況を調査し、利用効果調査表（別記第12号  　　　様式）を作成して、各調査年度の翌年度の９月末日までに所長に報告するものとする。報  　　　告を受けた所長は、速やかに内容を確認し、各調査年度の翌年度の10月末日までに知事に  　　　報告するものとする。  ３　利用効果調査  　県要綱の別表第１の事業区分のうち３の事業のうち再造林を行うことを条件に事業を行  った場合は、再造林面積について、別記第13号様式により、再造林の完了した翌年度の５  月31日までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。  　県要綱の別表第１の事業区分のうち４の事業の場合は、指標及び別表第３の４（２）の  規定による県内に木材加工施設を有する事業者等への供給実績について、別記第13号様式  により当該補助事業の完了した翌年度から、３年間の実績を取りまとめ、翌年度の５月31  日までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。  　県要綱の別表第１の事業区分のうち５の事業の場合は、指標及び別表第３の５（３）の  規定による県内の加工事業者等と協定を締結した事業者等への供給実績について、別記第  13号様式により当該補助事業の完了した翌年度から、５年間の実績を取りまとめ、翌年度  の５月31日までに所長を経由して、知事に報告しなければならない。  　４　施設の利用状況等の記録  　　　　県要綱第５条の１の（４）に該当する施設を導入した事業主体の長は、転用制限期間又  　　　は処分制限期間内においては１に定める達成状況調査報告書及び２に定める利用効果調査  　　　表に準じて毎年度の利用状況を記録し、補助事業者の長及び県から求められたときは速や  　　　かに提出できるよう保管するものとする。  　５　施設等の利用及び経営の改善  　　(1) 事業主体の利用効果の達成  　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、事業主体の長は、整備した  　　　施設のうち事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が次のとおり低調で  　　　ある場合は、その原因を分析し、利用促進の強化を図るものとする。また、計画達成が不  　　　十分な場合や事業目的からの逸脱等がある場合は、事業主体は利用改善のための措置をと  　　　らなければならない。  　　　①目標年度までの期間において、目標値の達成率が単年度で50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　②目標年度までの期間において、目標値の達成率が3年間連続して70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満の場合  　　　③目標年度において目標値の達成率が70ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合  　　(2) 補助事業者及び県の経営管理指導  　　　　県要綱別紙第１の事業区分のうち１及び２の事業の場合は、補助事業者及び県は、事業  　　　主体の長からの報告等により施設の利用状況及び収支状況を把握し、適切かつ具体的な経  　　　営指導及び助言等を行うものとする。  　　　　また、事業主体の収支が悪化し、事業継続が困難となるおそれがある場合は、必要に応  　　　じて中小企業診断士等を活用して、事業主体に徹底的な経営改善等を行わせ、経営改善計  　　　画を策定・提出させる等の必要な改善措置を行わせるものとする。  　　　 なお、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が50ﾊﾟｰｾﾝﾄ未満である場合は、事業の  　　　中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。  　　(3)　「略」  第８～９　「略」  附　　則　「略」  別紙１－１ 「略」  第１号様式    別紙　１－１　　「略」  別紙　１－１－１    別紙　１－１－２～別紙１－２　　「略」  別紙　１－３　「略」  第２～６号様式　「略」  第７号様式  第２工程表　　「略」  第８号様式    第９号様式    第１０号様式　「略」  第１３号様式    第１１号様式    (1)-2～(3)　「略」  第12号様式    別紙13-1号様式    第１３－２～３号様式　　「略」  第１４～１８号様式　　「略」 |